

財政の中期見通し（昭和57年度～昭和62年度）

「財政の中期見通し（昭和57年度～昭和62年度）」は、国の一般会計について、財政の現状及び政府の行おうとしている経済・財政運営の基本を前提とし、一定の予見し得る仮定の下に、中期的な財政の姿を試算したものであり、経常部門における特例公債の発行規模が、今後いかなる推移を示すかを検証することをその主たる目的とするものである。

この試算の帰結は、これまでに政府が行い、かつ今後とも政府が行おうとしている「縮小均衡」型の経済・財政運営によっては、中曽根内閣の公約である「増税なき財政再建」の達成が不可能であることを示している。

このような見地から、この際、経済・財政運営をこれまでの「縮小均衡」から「拡大均衡」の方向へ転換することが必要であると考えられる。

昭和57年12月

この試算は、辻泰弘による将来推計の結果である。

(単位：億円)

		57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	
経常部門	歳出	国債費	68,100	79,900	91,000	116,000	154,600	176,400
		地方交付税	75,300	73,000	89,400	98,200	107,700	118,200
		一般歳出	242,400	242,400	246,800	251,200	255,700	260,300
		計	385,800	395,300	427,200	465,400	518,000	554,900
	歳入	税収	286,400	327,600	357,100	389,300	424,300	462,500
		税外・その他	26,500	45,000	30,900	33,400	36,100	38,900
		特例公債	73,100	23,000	39,500	43,000	57,900	53,800
		投資部門充当	△ 200	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300
		計	385,800	395,300	427,200	465,400	518,000	554,900
	投資部門	歳出	公共事業関係費、施設費等	89,800	84,600	86,100	87,700	89,300
計			89,800	84,600	86,100	87,700	89,300	90,900
歳入		税収	18,300	0	0	0	0	0
		税外・その他	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
		四条公債	70,400	83,400	84,800	86,300	87,800	89,300
計	89,800	84,600	86,100	87,700	89,300	90,900		
特例公債発行による決算調整資金への繰り入れ		0	22,500	0	0	0	0	
予算規模		475,600	479,900 (502,400)	513,300	553,100	607,300	645,800	
(参考)	公債金収入	143,500	106,400 (128,900)	124,300	129,300	145,700	143,100	
	公債依存度	30.2	22.2 (25.7)	24.2	23.4	24.0	22.2	
	公債残高(年度末)	968,100	1,092,000	1,210,000	1,309,800	1,412,400	1,498,600	
	特例公債依存度	18.9	5.8 (10.9)	9.2	9.2	11.2	9.7	

- 注) 1. 57年度は補正予算額、58年度以降は推計額である。
2. 「公共事業関係費、施設費等」には、出資金及び貸付金が含まれる。
3. “特例公債発行による決算調整資金への繰り入れ”は、「決算調整資金に関する法律」附則第2条第3項に基づく一般会計からの決算調整資金への繰り入れである。
4. 特例公債依存度は、経常部門計に占める特例公債の割合である。
5. 58年度における()内は、“特例公債発行による決算調整資金への繰り入れ”を含めた場合の計数である。
6. 計数は、原則として100億円未満の端数につき、それぞれ四捨五入して計上した。

試算の前提及び要領

「財政の中期見通し」の前提及び要領は以下の通りである。

1. 経常部門

(1) 歳出

① 国債費

昭和57年度以降、定率繰入及び発行差減額繰入は行われぬものとし、発行条件については、過去の推移、最近の動向等を勘案して算出した。

② 地方交付税

名目GNP成長率を7.5%とし、過去の平均的弾性値等を前提として算出した。

③ 一般歳出

58年度は57年度補正予算と同額とし、59年度以降は毎年、57年度当初予算における一般歳出伸率で伸びるものとして算出した。

(2) 歳入

① 税収

名目GNP成長率を7.5%とし、過去の平均的弾性値等を前提として算出した。

なお、58年度以降においては、投資部門税収の全額が経常部門の歳入となるものと仮定した。

② 税外・その他収入

57～62年度平均伸率8.0%、各年度等率とした。

なお、58年度においては、補助貨幣回収準備資金の全額取り崩し等が行われるものとして算出した。

2. 投資部門

(1) 歳出

58年度は57年度当初予算と同額とし、59年度以降は、毎年57年度当初予算における一般歳出伸率で伸びるものとして算出した。

(2) 歳入

① 税収

58年度以降、投資部門税収の全額が経常部門の歳入となるものと仮定した。

② 税外・その他収入

57～62年度平均伸率8.0%、各年度等率とした。

③ 四条公債

58年度以降、投資部門税収の全額が経常部門の歳入となることに伴う歳入不足は、四条公債の発行により賄われるものと仮定した。